

17 廃棄物等

17-1 前提	……………	17- 1 ページ
17-2 予備調査	……………	17- 1 ページ
17-3 スコーピング	……………	17- 2 ページ
17-4 調査	……………	17- 2 ページ
17-5 予測	……………	17- 2 ページ
17-6 環境保全措置	……………	17- 3 ページ
17-7 評価	……………	17- 4 ページ
17-8 事後調査	……………	17- 4 ページ

17 廃棄物等

17-1 前提

(1) 考え方

廃棄物等は、持続可能な循環型社会の形成の必要性等に対応するために環境への負荷の低減を検討する環境要素である。

対象とする廃棄物等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）において規定されている一般廃棄物、産業廃棄物のほか工事に伴って生じる残土等である。

廃棄物等では、将来の環境の状態を予測するのではなく、事業により発生する廃棄物等の種類及び量を把握し、その低減がどの程度図られているかによって評価する。

(2) 環境要素

廃棄物等における環境要素は、以下のとおりである。

環境要素	内容、観点
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）において規定されている廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物） ・ 廃棄物：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの
残土等の副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴って発生する残土等

17-2 予備調査

(1) 予備調査の目的

予備調査の目的は、環境保全措置の方針を検討するために必要な情報を得ることにある。予備調査は、資料調査を中心に行い、地域における産業廃棄物、一般廃棄物及び残土等の処理体系等を把握する。

(2) 予備調査の項目及び方法

予備調査の対象とすべき事項及びその調査方法は、以下を基本とする。

予備調査項目	調査方法
①地域の廃棄物処理の体系、処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存文献等調査（県、市町村資料等） ・ 必要に応じ市町村、衛生施設組合、処理業者等の聞き取り
②残土処理等の状況（受入れ可能地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存文献等調査（県、市町村資料等） ・ 必要に応じ市町村、処理業者等の聞き取り

(3) 予備調査の範囲

- ・ 一般廃棄物及び残土については、原則として対象事業実施（想定）区域を含む市町村が廃棄物等の処理を行っている範囲とする。
- ・ 産業廃棄物については、排出される廃棄物の種類によっては、県内全域とする。また、県外処理を行う場合は当該都道府県まで含める。

(4) 予備調査結果のとりまとめ

●廃棄物等の概況の記述内容及び作成図表例

- 1 対象事業実施（想定）区域及びその周辺区域における廃棄物等の概況
 - ・ 廃棄物等の処理体系についての記述
 - ・ 廃棄物等の処理施設等における受入れ可能性

17-3 スコーピング

考え方

- ・ 工事中の廃棄物等については、原則として全ての事業において対象とする。特に、造成を伴う場合の残土や伐採木、既存建物の解体が伴う場合等の建設系廃棄物（コンクリートがら等）に留意する。
- ・ 供用時は、工業団地や工場事業場等の生産活動を行う事業、スポーツ又はレクリエーション施設や鉄道（駅）、飛行場等の人の利用を伴う事業、下水道終末処理場（主に汚泥）、廃棄物処理施設（ただし最終処分場除く）等において主に対象とする。また、土地区画整理等の人の居住を伴う事業においても、廃棄物の減量あるいは有効活用のためのしくみといった配慮の観点から対象とすることが望ましい。
- ・ なお、対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合（例えば、操業停止した工場の既存建築物を撤去した上での土地利用を行う場合など）、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合（例えば、試験研究プラントで特定の期間後に撤去されることが予め想定されている場合、太陽光発電所で一定期間の稼働後に太陽光パネル等が撤去されることが予め想定されている場合など）には、これらの撤去又は廃棄に伴い発生する廃棄物についても対象とする。

17-4 調査

(技術指針 別表第3)

(調査の内容)

廃棄物及び工事等に伴って発生する残土等の副産物（以下「廃棄物等」という。）の種類ごとの発生、処理の状況並びに性状を把握する。

(調査の方法)

既存文献等又は聞き取りにより、廃棄物の発生及び処理の状況並びに性状を確認する方法等とする。

(調査地域及び地点)

調査地域は、対象事業の実施により廃棄物等による影響が想定される範囲を含む地域を設定する。

- ・ 廃棄物等においては、原則として現地調査を行わず、必要に応じ予備調査の項目について確認を行う。しかし、例えば、森林地域において土地改変を伴う事業を行うといった、伐採木の樹幹や抜根等の大量の木質系バイオマスが発生する場合は、これらの有効利用や、やむを得ない場合の廃棄物処理を適切に行うためにも、現存量（発生量）の把握のために必要な調査を行う。

17-5 予測

(1) 予測の内容

(技術指針 別表第3)

廃棄物等の種類毎の発生及びリサイクル等の状況について予測する。

(2) 予測地域及び予測地点

- ・ 予測地域は、対象事業実施区域とする。

(3) 予測対象時期等

<工事中>

- ・ 工事中の廃棄物等については、工事期間全体とする。工事計画において工期・工区が設定され、それぞれの工事が間隔をおいて実施される場合には、各工期・工区ごとの予測を行う。

<供用後>

- ・ 事業計画において予定されている施設等が通常の状態で作動する時期とする。施設等の稼動が段階的に行われ、その間隔が長期に及ぶ場合は、各段階ごとに予測する。

(4) 予測の方法

(技術指針 別表第3)

対象事業計画を精査し、類似例等により予測する。

<廃棄物>

- ・ 工事の実施中における工事に伴い発生する建設系廃棄物等の種類ごとの発生量並びに供用開始後における事業活動及び人の利用に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量を予測する。
- ・ いずれの場合も、工作物の新築、改築又は除去等の工事に伴う作業、施設の生産計画、施設利用者の数及びその利用形態、従業員の数、居住の形態などに基づき予測を行う。その場合の原単位等は、類似事業を参考に決定する。
- ・ 併せて減量化等の対策内容、それによる減量化率、再資源化率等を算定根拠も含めて明らかにするとともに、発生する廃棄物の処分方法を明確にする。
- ・ なお、廃棄物を排出する現場内において処理する場合には、これに伴う影響を別途必要な項目において予測する必要がある。

<残土等の副産物>

- ・ 工事の実施中における残土及び伐採木等の発生量を予測する。
- ・ 残土を発生する場合は、その処分方法を明確にするとともに、残土中に有害物質を含むかどうかについて明らかにする。
- ・ なお、事業者が対象事業実施区域内において残土の処分を行う場合は、これに伴う影響を別途必要な項目において予測する必要がある。また、事業者が自ら別に場所を確保して残土の処分を行う場合には、残土処分地についても必要な調査、予測及び評価を行うことを検討する。

17-6 環境保全措置

予測結果に基づき、環境に対する影響緩和の考え方から、積極的に環境保全措置を検討する。廃棄物等の場合、その排出量を減らす工夫は数多い。先進事例等を参考に積極的に取り組むことが求められる。残土の場合、事業計画によりその発生量は大きく左右される。複数の案を比較検討し、残土の発生を回避することが有効である。

なお、具体的な環境保全措置の例としては、以下のようなものが想定される。

1 回避

- ・ 造成等事業計画の変更

2 低減

- ・ 事業規模の縮小
- ・ 工事により発生した伐採木、石等を施設等に活用
- ・ 残土の再利用（盛土材、構造物の埋戻し材、擁壁の裏込め材等として）
- ・ リサイクルの促進
- ・ 廃棄物排出量の少ない素材や原料等の導入

17-7 評価

(1) 評価の内容

- ・ 評価の内容は、予測の内容に準じる。

(2) 評価の方法

- ・ 評価は、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえ、次の観点から事業者の見解を明らかにする。

① 環境に対する影響緩和（ミティゲーション）の観点

- ・ 複数の案について、廃棄物の発生量、排出量の予測結果を比較することにより、事業者が実行可能な範囲においてできる限りのミティゲーションが図られているか否かを判断する。
- ・ 複数案の比較を行わない場合は、その理由及び当該案により緩和が図られていることを明らかにする。

② 環境保全のための目標等との整合の観点

- ・ 以下のような目標等との整合が実行可能な範囲においてできる限り図られているか否かを判断する。
 - ▷ 事業者自ら設定した目標
 - ▷ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ▷ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - ▷ 長野県建設リサイクル推進指針 等

17-8 事後調査

(1) 事後調査の項目

- ・ 選定項目のうち、相当程度の影響が想定されかつ予測の不確実性が高い項目について、事後調査の対象とする。

(2) 事後調査の内容

- ・ 廃棄物等の排出状況、処理状況

(3) 事後調査の方法

- ・ 廃棄物等の排出状況の把握
- ・ 処理状況の把握、処理フロー図の作成

(4) 事後調査期間等

- ・ 調査時期は、原則として予測対象時期とする。
- ・ ただし、相当程度の間接的影響が想定される場合は、5年間程度を目安に継続的な調査（1、3、5年目等）を実施する。